

○道の駅新湊条例

平成17年11月1日

条例第182号

改正 平成18年3月22日条例第23号

(設置)

第1条 運転者等の疲労防止や道路交通情報の提供を図るためのくつろげる休憩施設を確保するとともに、地場産品の展示販売等による地域産業の活性化及び情報の発信基地を目指すため、道の駅を設置する。

(名称及び位置)

第2条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
道の駅新湊	射水市鏡宮296番地

(休館日等)

第3条 道の駅新湊(以下「道の駅」という。)は、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に休館することができる。

(開館時間)

第4条 道の駅の開館時間は、午前7時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。

(行為の禁止)

第5条 道の駅においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、設備等を損傷すること。
- (2) 露天商又は行商その他これらに類する行為をすること。
- (3) 車両を長時間継続して駐車すること。
- (4) 集会その他使用者の妨害となる行為をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の管理運営に支障がある行為をすること。

2 道の駅にはり紙若しくははり札をし、又は落書きその他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第6条 道の駅を物産販売その他特定の目的のために使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、市長の使用許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定によりその使用を許可するときは、道の駅の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、道の駅の使用を許可しないものとする。

- (1) 道の駅の設置目的以外に使用すると認めるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 道の駅の建物、附属施設、器具等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、道の駅の管理運営に支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 第6条第2項の規定による使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定の適用により、使用者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 使用者は、射水市行政財産使用条例(平成17年射水市条例第52号)第6条に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備等)

第12条 使用者は、道の駅に装飾その他特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を

使用するときは、市長の許可を受けなければならない。

(目的以外の使用の禁止等)

第13条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、道の駅の使用を終了したときは、直ちに、整理、清掃等を実施し、原状に回復しなければならない。なお、第8条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。

2 市長は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第15条 道の駅の建物、附属施設、器具等を破損し、又は滅失した者は、市長の認定に基づいて、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に道の駅の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 前条の規定により指定管理者に道の駅の管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 道の駅の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、道の駅の管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第12条の規定の適用については、第12条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正に道の駅の施設の管理を行わなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の道の駅新湊条例(平成10年新湊市条例第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月22日条例第23号)

この条例は、平成18年9月1日から施行する。

○道の駅新湊条例施行規則

平成17年11月1日

規則第123号

改正 平成18年3月22日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、道の駅新湊条例(平成17年射水市条例第182号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により道の駅の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、道の駅新湊使用許可申請書兼附属施設備品使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の申請について許可したときは、道の駅新湊使用許可書兼附属施設備品使用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

2 使用期間は、許可の日から当該年度末日までとする。

(使用料の納付)

第4条 道の駅の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、毎月末日までにその翌月分の使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第5条 条例第11条ただし書の規定により、使用料を還付することができる場合の還付する額は、次に定めるところによる。

- (1) 天災地変その他使用者の責任でない事由により、使用することができなくなった場合 全額
- (2) 市長の都合により、使用許可を取り消した場合 全額
- (3) 使用者から、使用許可の取消し又は変更を願い出た場合において市長が相当の事由があると認める場合 8割
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の事由があると認める場合 8割

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けずに施設の原状の変更、模様替えその他の行為をしないこと。

- (2) 戸締まり及び火気の保安管理については、市長の指示に従うこと。
- (3) 使用する備品(テーブル、椅子等)や什器類は、使用者の負担とすること。
- (4) 設備器具等の更新に要する経費は、使用者の負担とすること。
- (5) 清掃及び廃棄物の処分に要する経費は、使用者の負担とすること。
- (6) 常に清掃等を行い、良好な環境の保持に努めること。

(使用料の減免)

第7条 条例第10条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ道の駅新湊使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出し、道の駅新湊使用料減免決定通知書(様式第4号)の交付を受けなければならない。

2 この場合の減免の範囲及び割合は、別表のとおりとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第8条 使用者は、有益費、必要経費及びその他の費用について請求することができない。

(実地検査等)

第9条 市長は、使用財産について、随時に実地検査をし、資料の提出若しくは報告を求め、又はその維持及び使用に関し指示することができる。

2 使用者は、条例第12条の規定により特別の設備等を設置したときは、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

3 使用者は、条例第14条に規定する原状回復をしたときは、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第10条 条例第16条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)に道の駅の管理を行わせる場合における第6条及び前条の規定の適用については、第6条及び前条第1項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、前条(第1項を除く。)の規定中「条例第12条」とあるのは「条例第17条第2項の規定により読み替えて適用する条例第12条」と、「市長が指定する者」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の道の駅新湊条例施行規則(平成10年新湊市規則第23号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月22日規則第9号)

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

別表(第7条関係)

使用料の減免の範囲及び割合

項目	使用料に対する減免の割合
国、地方公共団体及びこれに準ずる団体が公益上使用する場合	100%
国、地方公共団体及びこれに準ずる団体が収益を伴う場合	別に市長が定める。
その他市長が特に認めるもの	別に市長が定める。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

射水市長

申請者 住 所
氏 名

道の駅新湊使用許可申請書兼附属施設備品使用許可申請書

道の駅新湊を使用したいので、許可くださるよう申請します。

記

1 使用場所

- (1) 区 分 土地・建物
- (2) 使用面積 m^2
- (3) 使用部分 別紙図面のとおり
- (4) 使用する附属施設備品

2 使用目的

3 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 特別の設備等(図面添付)

5 備 考

様式第2号(第3条関係)

使用者 住 所
氏 名

道の駅新湊使用許可書兼附属施設備品使用許可書

年 月 日に申請のあった道の駅新湊の使用について、次のとおり許可します。

年 月 日

射水市長

記

1 使用場所

- (1) 区 分 土地・建物
- (2) 使用面積 m^2
- (3) 使用部分 別紙図面のとおり
- (4) 使用する附属施設備品

2 使用目的

3 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 特別の設備等(図面添付)

5 使用料

6 許可における条件

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

射水市長

申請者 住 所
氏 名

道の駅新湊使用料減免申請書

道の駅新湊条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

記

- 1 使用の目的
- 2 使用の期間
- 3 使用の場所
- 4 申請理由
- 5 その他必要事項

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

申請者 様

射水市長

道の駅新湊使用料減免決定通知書

道の駅新湊条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり使用料の減免を決定したので通知します。

記

- 1 使用の目的
- 2 使用期間
- 3 使用の場所
- 4 減免理由
- 5 規定使用料
- 6 減免金額
- 7 決定使用料の額(納入額)
- 8 その他必要事項

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)